

助成事業の再募集に関する申し合わせ

(平成 27 年 6 月 10 日実施)

毎年度の事業計画に定める助成事業のうち、募集要項に定める助成対象事業の執行において、下記第 1 項、第 2 項または第 3 項の事情が生じ、この法人の事業に支障が生じる恐れがあると判断されるときは、定款第 29 条(理事会の権限)の規定にかかわらず、理事長の決裁により、当該年度において、当該助成金額相当額を前提として、募集要項に定める助成対象事業の再募集を行い、助成事業選考委員会の選考を経て、助成事業を執行することができることとする。

1. 毎年度の 10 月末現在において、年度内執行の目途が立たず、助成を中止した助成対象事業への助成金額が、当該年度の事業費予算額 (ただし、事業費付帯経費を除く。) の 10 % 相当額を超える場合
2. 助成対象事業として決定した後に、辞退の申し出があった事業への助成金額が、当該年度の事業費予算額 (ただし、事業費付帯経費を除く。) の 10 % 相当額を超える場合
3. 毎年度の 10 月末現在において、年度内執行の目途が立たず、助成を中止した助成対象事業への助成金額及び助成対象事業として決定した後に、辞退の申し出があった事業への助成金額の合計金額が、当該年度当初の事業費予算額 (ただし、事業費付帯経費を除く。) の 10 % 相当額を超える場合
4. この申し合わせに定めるもののほか、この申し合わせの実施に必要な事項は、理事長の決裁により定める。

附 則

この申し合わせは、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。